

主眼事項及び着眼点（指定重度障害者等包括支援）

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
第 1 基本方針	<p>( 1 ) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定重度障害者等包括支援の提供に努めているか。</p> <p>( 2 ) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>( 3 ) 指定重度障害者等包括支援の事業は、常時介護を要する利用者であって、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものであるか。</p>	<p>法第 43 条</p> <p>平 18 厚令 171 第 3 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 3 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 126 条</p>
第 2 人員に関する基準		法第 43 条第 1 項
1 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者の員数	指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び指定共同生活援助事業者を除く）又は指定障害者支援施設の基準を満たしているか。	平 18 厚令 171 第 127 条第 1 項
( 1 ) サービス提供責任者	<p>指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、サービス提供責任者を 1 以上置いているか。</p> <p>サービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供にかかるサービス管理を行う者として、次のいずれにも該当する者か。</p> <p>ア 相談支援専門員</p> <p>イ 重度障害者等包括支援サービス費の対象となる心身の状態に相当する心身の状態にある者に対する入浴、排泄、食事等の介護その他これに準ずる業務に 3 年以上従事した経験を有する者。</p> <p>1 人以上は専任かつ常勤となっているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 127 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 127 条第 3 項</p> <p>平 18 厚告 547</p>
( 2 ) 管理者	指定重度障害者等包括支援事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。	平 18 厚令 171 第 128 条準用(第 6 条)

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第 3 設備に関する基準 設備及び備品等</p>	<p>(指定重度障害者等包括支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定重度障害者等包括支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)</p> <p>指定重度障害者等包括支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定重度障害者等包括支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p>	<p>法第 43 条 第 2 項 平 18 厚令 171 第 129 条 準用 ( 第 8 条 第 1 項 )</p>
<p>第 4 運営に関する基準 1 実施主体</p>	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者 (指定療養介護事業者及び指定共同生活援助事業者を除く) 又は指定障害者支援施設となっているか。</p>	<p>法第 43 条 第 2 項 平 18 厚令 171 第 130 条</p>
<p>2 事業所の体制</p>	<p>( 1 ) 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に随時対応できる体制を有しているか。</p> <p>( 2 ) 指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、2 以上の障害福祉サービスを提供出来る体制を有しているか。</p> <p>( 3 ) 指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 131 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 131 条 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 131 条 第 3 項</p>
<p>3 障害福祉サービスの提供に係る基準</p>	<p>( 1 ) 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス (生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。) を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 74 号) 又は障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 177 号) に規定する基準を満たしているか。</p> <p>( 2 ) 指定重度障害者等包括支援事業者は、従事者に、その同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス (居宅介護、重度訪問介護及び行動援護に限る。) の提供をさせていないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 132 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 132 条 第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
4 内容及び手続きの説明及び同意	<p>(3) 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(児童デイサービス、短期入所及び共同生活介護に限る。)を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合には、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号)(障害福祉サービス基準)に規定する基準を満たしているか。</p> <p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、支給決定障害者等が指定重度障害者等包括支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定重度障害者等包括支援の提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p>	<p>平18厚令171第132条第3項</p> <p>平18厚令171第136条準用(第9条第1項)</p> <p>平18厚令171第136条準用(第9条第2項)</p>
5 契約支給量の報告等	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を提供するときは、当該指定重度障害者等包括支援の内容、契約支給量その他の必要な事項(受給者証記載事項)を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量の範囲内か。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定重度障害者等包括支援事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合も、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。</p>	<p>平18厚令171第136条準用(第10条第1項)</p> <p>平18厚令171第136条準用(第10条第2項)</p> <p>平18厚令171第136条準用(第10条第3項)</p> <p>平18厚令171第136条準用(第10条第4項)</p>
6 提供拒否の禁止	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、正当な理由がなく、指定重度障害者等包括支援の提供を拒んでいないか。</p>	<p>平18厚令171第136条準用(第11条)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
7 連絡調整に対する協力	指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平 18 厚令 171 第 136 条 準用( 第 12 条 )
8 サービス提供困難時の対応	指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定重度障害者等包括支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定重度障害者等包括支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平 18 厚令 171 第 136 条 準用( 第 13 条 )
9 受給資格の確認	指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	平 18 厚令 171 第 136 条 準用( 第 14 条 )
10 介護給付費の支給の申請に係る援助	<p>( 1 ) 指定重度障害者等包括支援事業者は、重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>( 2 ) 指定重度障害者等包括支援事業者は、重度障害者等包括支援に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用( 第 15 条 第 1 項 )</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用( 第 15 条 第 2 項 )</p>
11 心身の状況等の把握	指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平 18 厚令 171 第 136 条 準用( 第 16 条 )
12 指定障害福祉サービス事業者等との連携	<p>( 1 ) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>( 2 ) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用( 第 17 条 第 1 項 )</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用( 第 17 条 第 2 項 )</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
13 身分を証する書類の携行	指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	平 18 厚令 171 第 136 条 準用( 第 18 条 )
14 サービスの提供の記録	<p>( 1 ) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を提供した際は、当該指定重度障害者等包括支援の提供日、内容その他必要な事項を、指定重度障害者等包括支援の提供の都度記録しているか。</p> <p>( 2 ) 指定重度障害者等包括支援事業者は、( 1 ) の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定重度障害者等包括支援を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 ( 第 19 条 第 1 項 )</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 ( 第 19 条 第 2 項 )</p>
15 指定重度障害者等包括支援事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>( 1 ) 指定重度障害者等包括支援事業者が指定重度障害者等包括支援を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>( 2 ) 金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。ただし、16の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 ( 第 20 条 第 1 項 )</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 ( 第 20 条 第 2 項 )</p>
16 利用者負担額等の受領	<p>( 1 ) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定重度障害者等包括支援に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>( 2 ) 指定重度障害者等包括支援事業者は、法定代理受領を行わない指定重度障害者等包括支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>( 3 ) 指定重度障害者等包括支援事業者は、( 1 ) および ( 2 ) の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定重度障害者等包括支援を提供する場合は、それに要した交通費の額以外の支払を支給決定障害者等から受けていないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 ( 第 21 条 第 1 項 )</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 ( 第 21 条 第 2 項 )</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 ( 第 21 条 第 3 項 )</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
17 介護給付費の額に係る通知等	<p>(4) 指定重度障害者等包括支援事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定重度障害者等包括支援事業者は、(3)に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p> <p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、法定代理受領により市町村から指定重度障害者等包括支援に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、法定代理受領を行わない指定重度障害者等包括支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定重度障害者等包括支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 ( 第 21 条 第 4 項 )</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 ( 第 21 条 第 5 項 )</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 ( 第 23 条 第 1 項 )</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 ( 第 23 条 第 2 項 )</p>
18 指定重度障害者等包括支援の取扱方針	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、サービス利用計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 133 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 133 条 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 133 条 第 3 項</p>
19 サービス利用計画の作成	<p>(1) サービス提供責任者は利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援サービス利用計画(サービス利用計画)を作成しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 134 条 第 1 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>( 2 ) サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により担当者から専門的な見地からの意見を求めているか。</p> <p>( 3 ) サービス提供責任者は、サービス利用計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該サービス利用計画を交付しているか。</p> <p>( 4 ) サービス提供責任者は、サービス利用計画作成後においても、当該サービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス利用計画の変更を行っているか。</p> <p>( 5 ) サービス提供責任者は、サービス利用計画の変更の際も( 1 )から( 3 )に準じて取り扱っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 134 条 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 134 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 134 条 第 4 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 134 条 第 5 項</p>
20 緊急時等の対応	<p>従業者は、現に指定重度障害者等包括支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用( 第 28 条 )</p>
21 支給決定障害者等に関する市町村への通知	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用( 第 29 条 )</p>
22 管理者の責務	<p>( 1 ) 指定重度障害者等包括支援事業所の管理者は、当該指定重度障害者等包括支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>( 2 ) 指定重度障害者等包括支援事業所の管理者は、当該指定重度障害者等包括支援事業所の従事者に、障害福祉サービス基準の第 7 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用( 第 66 条 第 1 項 )</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用( 第 66 条 第 2 項 )</p>
23 運営規程	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>事業の目的及び運営の方針  従業者の職種、員数及び職務の内容  指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数  指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額</p>	<p>平 18 厚令 171 第 135 条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
24 衛生管理等	<p>通常の事業の実施地域 緊急事等における対応方法 事業の主たる対象とする利用者 虐待の防止のための措置に関する事項 その他運営に関する重要事項</p> <p>( 1 ) 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>( 2 ) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 ( 第 34 条 第 1 項 )</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 ( 第 34 条 第 2 項 )</p>
25 掲示	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用( 第 35 条 )</p>
26 秘密保持等	<p>( 1 ) 指定重度障害者等包括支援事業所の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>( 2 ) 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>( 3 ) 指定重度障害者等包括支援事業者は、他の指定重度障害者等包括支援事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 ( 第 36 条 第 1 項 )</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 ( 第 36 条 第 2 項 )</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 ( 第 36 条 第 3 項 )</p>
27 情報の提供等	<p>( 1 ) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定重度障害者等包括支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>( 2 ) 指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定重度障害者等包括支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしていないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 ( 第 37 条 第 1 項 )</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 ( 第 37 条 第 2 項 )</p>



主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
28 利益供与等の禁止	<p>( 1 ) 指定重度障害者等包括支援事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定重度障害者等包括支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>( 2 ) 指定重度障害者等包括支援事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 ( 第 38 条 第 1 項 )</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 ( 第 38 条 第 2 項 )</p>
29 苦情解決	<p>( 1 ) 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供した指定重度障害者等包括支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>( 2 ) 指定重度障害者等包括支援事業者は、( 1 ) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>( 3 ) 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供した指定重度障害者等包括支援に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定重度障害者等包括支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>( 4 ) 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供した指定重度障害者等包括支援に関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定重度障害者等包括支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 ( 第 39 条 第 1 項 )</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 ( 第 39 条 第 2 項 )</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 ( 第 39 条 第 3 項 )</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 ( 第 39 条 第 4 項 )</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
30 事故発生時の対応	<p>( 5 ) 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供した指定重度障害者等包括支援に関し、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定重度障害者等包括支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 ( 第 39 条 第 5 項 )</p>
	<p>( 6 ) 指定重度障害者等包括支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、( 3 ) から ( 5 ) までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 ( 第 39 条 第 6 項 )</p>
	<p>( 7 ) 指定重度障害者等包括支援事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 ( 第 39 条 第 7 項 )</p>
	<p>( 1 ) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 ( 第 40 条 第 1 項 )</p>
	<p>( 2 ) 指定重度障害者等包括支援事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 ( 第 40 条 第 2 項 )</p>
31 会計の区分	<p>( 3 ) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定重度障害者等包括支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 ( 第 40 条 第 3 項 )</p> <p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 ( 第 41 条 )</p>
32 記録の整備	<p>( 1 ) 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 ( 第 42 条 第 1 項 )</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
第 5 変更の届出等	<p>( 2 ) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定重度障害者等包括支援を提供した日から 5 年間保存しているか。</p> <p>指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者自立支援法施行規則第 34 条の 23 にいう事項に変更があったとき、又は当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 136 条 準用 ( 第 42 条 第 2 項 )</p> <p>法第 46 条第 1 項 施行規則第 34 条の 23</p>
第 6 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い		<p>法第 29 条 第 3 項</p>
1 基本事項	<p>( 1 ) 指定重度障害者等包括支援に要する費用の額は、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号の別表「介護給付費等単位数表」の第 8 により算定する単位数に、平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>( ただし、その額が現に当該指定重度障害者等包括支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定重度障害者等包括支援事業に要した費用の額となっているか。 )</p> <p>( 2 ) ( 1 ) の規定により、指定重度障害者等包括支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 の一</p> <p>法第 29 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚告 523 の二</p>
2 重度障害者等包括支援サービス費 重度障害者等包括支援サービス費	<p>( 1 ) 重度障害者等包括支援サービス費については、区分 6 ( 障害児にあつては、これに相当する心身の状態 ) に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であつて、次の 又は のいずれかに該当する利用者に対して、指定重度障害者等包括支援事業所において、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>重度訪問介護サービス費の注 1 に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者であつて、四肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次のア又はイのいずれかに該当するものであること。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 8 の 注 1</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>ア 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者</p> <p>イ 最重度の知的障害のある者</p> <p>平成 18 年厚生労働省告示第 543 号の二に定める基準を満たしていること。</p> <p>( 2 ) 利用者が重度障害者等包括支援以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所(通所による入所を含む。)している間に、重度障害者等包括支援サービス費を算定していないか。</p>	<p>平 18 厚告 543 の二</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 8 の注 2</p>